

(行政手続法の適用除外)

第十八条の二 第十五条第一項の規定による催告について、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三十六条の三の規定は、適用しない。(省令への委任)

第十九条 この法律に定めるもののほか、国籍の取得及び離脱に関する手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、法務省令で定める。

(罰則) 第三条第一項の規定による届出をする場合において、虚偽の届出をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二条の例に従う。

附 則 抄

1 この法律は、昭和二十五年七月一日から施行する。

2 国籍法(明治三十二年法律第六十六号)は、廃止する。

5 この法律の施行前日本に帰化した者の子で、前の国籍法第五十五条第一項の規定によつて日本の国籍を取得したものは、第六条第四号の規定の適用においては、日本に帰化した者とみなす。この法律の施行前日本国民の養子又は入夫となつた者も、また、同様である。

1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附 則 (昭和五九年五月一五日法律第四五六号) 抄

第一条 この法律は、昭和六十年一月一日から施行する。

(国籍及び国籍離脱に関する経過措置)

第一条 この法律の施行前に帰化の許可の申請又は国籍離脱の届出をした者の帰化又は国籍の離脱については、なお從前の例による。

(国籍の選択に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に外国の国籍を有する日本国民は、第一条の規定による改正後の国籍法(以下「新国籍法」という。)第十四条(詰問等がされた不利益処分に関する経過措置)第一項の規定の適用については、この法律の施行の時に外国及び日本の国籍を有することとなつものとみなす。この場合において、その者は、同項に定める期限内に国籍の選択をしないときは、その期限が到来した時に同条第二項に規定する選択の宣言をしたものとみなす。

(国籍の再取得に関する経過措置)

第四条 新国籍法第十七条第一項の規定は、第一条の規定による改正前の国籍法第九条の規定により日本国籍を失つた者で二十歳未満のものについても適用する。

第五条 昭和四十年一月一日からこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに生まれた者(日本国民であつた者を除く。)で、その出生の時に母が日本国民であつたものは、母が現に日本国民であるとき、又はその死亡の時に日本国民であつたときは、施行日から三年以内に、法務省令で定めるところにより法務大臣に届け出ることによつて、日本の国籍を取得することができる。

2 前項に規定する届出は、国籍を取得しようとする者が十五歳未満であるときは、法定代理人が代わつてする。

3 第二項に規定する届出は、法定代理人が代わつてする。

4 第二項に規定する届出をしようとする者が天災その他その責めに帰することができない事由によって同項に定める期間内に届け出ることができないときは、その届出の期間は、これをすぐることができるに至つた時から三月とする。

5 第二項に規定する届出をした者は、その届出の時に日本の国籍を取得する。

6 第二項に規定する届出をしたときは、その届出の際に規定により日本国籍を取得することができる。ただし、その父又は母が養親であるとき、又は出生の後に認知した者であるときは、この限りでない。

7 第二項に規定する届出をした者は、その届出の際に規定により日本国籍を取得することができる。ただし、その父又は母が養親であるとき、又は出生の後に認知した者であるときは、この限りでない。

8 第二項に規定する届出をした者は、その届出の際に規定により日本国籍を取得することができる。ただし、その父又は母が養親であるとき、又は出生の後に認知した者であるときは、この限りでない。

9 第二項に規定する届出をした者は、その届出の際に規定により日本国籍を取得することができる。ただし、その父又は母が養親であるとき、又は出生の後に認知した者であるときは、この限りでない。

10 第二項に規定する届出をした者は、その届出の際に規定により日本国籍を取得することができる。ただし、その父又は母が養親であるとき、又は出生の後に認知した者であるときは、この限りでない。

11 第二項に規定する届出をした者は、その届出の際に規定により日本国籍を取得することができる。ただし、その父又は母が養親であるとき、又は出生の後に認知した者であるときは、この限りでない。

12 第二項に規定する届出をした者は、その届出の際に規定により日本国籍を取得することができる。ただし、その父又は母が養親であるとき、又は出生の後に認知した者であるときは、この限りでない。

13 第二項に規定する届出をした者は、その届出の際に規定により日本国籍を取得することができる。ただし、その父又は母が養親であるとき、又は出生の後に認知した者であるときは、この限りでない。

14 第二項に規定する届出をした者は、その届出の際に規定により日本国籍を取得することができる。ただし、その父又は母が養親であるとき、又は出生の後に認知した者であるときは、この限りでない。

15 第二項に規定する届出をした者は、その届出の際に規定により日本国籍を取得することができる。ただし、その父又は母が養親であるとき、又は出生の後に認知した者であるときは、この限りでない。

16 第二項に規定する届出をした者は、その届出の際に規定により日本国籍を取得することができる。ただし、その父又は母が養親であるとき、又は出生の後に認知した者であるときは、この限りでない。

17 第二項に規定する届出をした者は、その届出の際に規定により日本国籍を取得することができる。ただし、その父又は母が養親であるとき、又は出生の後に認知した者であるときは、この限りでない。

18 第二項に規定する届出をした者は、その届出の際に規定により日本国籍を取得することができる。ただし、その父又は母が養親であるとき、又は出生の後に認知した者であるときは、この限りでない。

19 第二項に規定する届出をした者は、その届出の際に規定により日本国籍を取得することができる。ただし、その父又は母が養親であるとき、又は出生の後に認知した者であるときは、この限りでない。

20 第二項に規定する届出をした者は、その届出の際に規定により日本国籍を取得することができる。ただし、その父又は母が養親であるとき、又は出生の後に認知した者であるときは、この限りでない。

利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお從前の例による。

(施行期日) 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一六年一二月一日法律第一九号) 抄

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 前項に規定する反対の意思の表示は、施行日前にしなければならない。

3 平成二十年六月五日以後に従前の届出をした者については、法務大臣に對して反対の意思を表示した場合を除き、施行日に前条第一項の規定による届出をしたものとみなして、同項及び同条第三項ただし書の規定を適用する。

4 前項に規定する反対の意思の表示は、施行日前にしなければならない。

5 平成二十年六月五日以後に従前の届出をした者については、法務大臣に對して反対の意思を表示した場合を除き、施行日に前条第一項の規定による届出をしたものとみなして、同項及び同条第三項ただし書の規定を適用する。

6 前項に規定する反対の意思の表示は、施行日前にしなければならない。

7 平成二十年六月五日以後に従前の届出をした者については、法務大臣に對して反対の意思を表示した場合を除き、施行日に前条第一項の規定による届出をしたものとみなして、同項及び同条第三項ただし書の規定を適用する。

8 前項に規定する反対の意思の表示は、施行日前にしなければならない。

9 平成二十年六月五日以後に従前の届出をした者については、法務大臣に對して反対の意思を表示した場合を除き、施行日に前条第一項の規定による届出をしたものとみなして、同項及び同条第三項ただし書の規定を適用する。

10 前項に規定する反対の意思の表示は、施行日前にしなければならない。

11 平成二十年六月五日以後に従前の届出をした者については、法務大臣に對して反対の意思を表示した場合を除き、施行日に前条第一項の規定による届出をしたものとみなして、同項及び同条第三項ただし書の規定を適用する。

12 前項に規定する反対の意思の表示は、施行日前にしなければならない。

13 平成二十年六月五日以後に従前の届出をした者については、法務大臣に對して反対の意思を表示した場合を除き、施行日に前条第一項の規定による届出をしたものとみなして、同項及び同条第三項ただし書の規定を適用する。

14 前項に規定する反対の意思の表示は、施行日前にしなければならない。

15 平成二十年六月五日以後に従前の届出をした者については、法務大臣に對して反対の意思を表示した場合を除き、施行日に前条第一項の規定による届出をしたものとみなして、同項及び同条第三項ただし書の規定を適用する。

16 前項に規定する反対の意思の表示は、施行日前にしなければならない。

17 平成二十年六月五日以後に従前の届出をした者については、法務大臣に對して反対の意思を表示した場合を除き、施行日に前条第一項の規定による届出をしたものとみなして、同項及び同条第三項ただし書の規定を適用する。

18 前項に規定する反対の意思の表示は、施行日前にしなければならない。

19 平成二十年六月五日以後に従前の届出をした者については、法務大臣に對して反対の意思を表示した場合を除き、施行日に前条第一項の規定による届出をしたものとみなして、同項及び同条第三項ただし書の規定を適用する。

3 第一項の規定による届出をした者は、その届出の時に日本の国籍を取得する。ただし、平成十五年一月一日以後に従前の届出をしているとときは、当該従前の届出の時にさかのぼつて日本の国籍を取得する。

(施行期日) 平成二十年六月五日以後に従前の届出をした者については、法務大臣に對して反対の意思を表示した場合を除き、施行日に前条第一項の規定による届出をしたものとみなして、同項及び同条第三項ただし書の規定を適用する。

附 則 (平成一六年一二月一日法律第一九号) 抄

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 前項に規定する反対の意思の表示は、施行日前にしなければならない。

3 平成二十年六月五日以後に従前の届出をした者については、法務大臣に對して反対の意思を表示した場合を除き、施行日に前条第一項の規定による届出をしたものとみなして、同項及び同条第三項ただし書の規定を適用する。

4 前項に規定する反対の意思の表示は、施行日前にしなければならない。

5 平成二十年六月五日以後に従前の届出をした者については、法務大臣に對して反対の意思を表示した場合を除き、施行日に前条第一項の規定による届出をしたものとみなして、同項及び同条第三項ただし書の規定を適用する。

6 前項に規定する反対の意思の表示は、施行日前にしなければならない。

7 平成二十年六月五日以後に従前の届出をした者については、法務大臣に對して反対の意思を表示した場合を除き、施行日に前条第一項の規定による届出をしたものとみなして、同項及び同条第三項ただし書の規定を適用する。

8 前項に規定する反対の意思の表示は、施行日前にしなければならない。

9 平成二十年六月五日以後に従前の届出をした者については、法務大臣に對して反対の意思を表示した場合を除き、施行日に前条第一項の規定による届出をしたものとみなして、同項及び同条第三項ただし書の規定を適用する。

10 前項に規定する反対の意思の表示は、施行日前にしなければならない。

11 平成二十年六月五日以後に従前の届出をした者については、法務大臣に對して反対の意思を表示した場合を除き、施行日に前条第一項の規定による届出をしたものとみなして、同項及び同条第三項ただし書の規定を適用する。

12 前項に規定する反対の意思の表示は、施行日前にしなければならない。

13 平成二十年六月五日以後に従前の届出をした者については、法務大臣に對して反対の意思を表示した場合を除き、施行日に前条第一項の規定による届出をしたものとみなして、同項及び同条第三項ただし書の規定を適用する。

14 前項に規定する反対の意思の表示は、施行日前にしなければならない。

15 平成二十年六月五日以後に従前の届出をした者については、法務大臣に對して反対の意思を表示した場合を除き、施行日に前条第一項の規定による届出をしたものとみなして、同項及び同条第三項ただし書の規定を適用する。

16 前項に規定する反対の意思の表示は、施行日前にしなければならない。

17 平成二十年六月五日以後に従前の届出をした者については、法務大臣に對して反対の意思を表示した場合を除き、施行日に前条第一項の規定による届出をしたものとみなして、同項及び同条第三項ただし書の規定を適用する。

18 前項に規定する反対の意思の表示は、施行日前にしなければならない。

19 平成二十年六月五日以後に従前の届出をした者については、法務大臣に對して反対の意思を表示した場合を除き、施行日に前条第一項の規定による届出をしたものとみなして、同項及び同条第三項ただし書の規定を適用する。

(届出の期間の特例)

第六条 附則第二条第一項、第四条第一項又は前条第一項の規定による届出をしようとする者が天災その他その責めに帰することができない事由によつてこれらの規定に規定する期間内に届け出ることができないときは、その届出の期間は、これをすることができるに至つた時から三月とする。

第七条 外国の国籍を有する者が附則第二条第一項の規定により日本の国籍を取得した場合（同条第三項ただし書の規定の適用がある場合に限る。）における国籍法第十四条第一項の規定の適用については、附則第二条第一項の規定による届出の時（附則第三条第一項の規定により当該届出をしたものとみなされる場合においては、施行日）に外国及び日本の国籍を有する二ととなつたものとみなす。

第八条 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第二条の規定は、附則第二条第一項、第四条第一項又は第五条第一項の規定により日本の国籍を取得した場合の国籍取得の届出について準用する。この場合において、同法第二百二条第一項中「その取得の日」とあるのは、「その取得の日（国籍法の一部を改正する法律（平成二十年法律第八十八号）附則第二条第三項ただし書の規定の適用がある場合にあつては、同条第一項の規定による届出の日（同法附則第三条第一項の規定により当該届出をしたものとみなされる場合にあつては、同法の施行の日）」と読み替えるものとする。

（国籍を取得した者の子に係る国籍の留保に関する特例）

第九条 父又は母が附則第二条第一項及び第三項ただし書の規定の適用により從前の届出の時にさかのぼつて日本の国籍を取得したことによつて当該父又は母の日本の国籍の取得の時以後同条第一項の規定による届出の時前に出生した子が国籍法第二条及び第十二条の規定の適用を受けることとなる場合における戸籍法第百四条の規定の適用については、同条第一項中「出生の日」とあるのは、「父又は母がした国籍法の一部を改正する法律（平成二十年法律第八十八号）附則第二条第一項の規定による届出の日（同法附則第三条第一項の規定により当該届出をしたものとみなされる場合にあつては、同法の施行の日）」とする。

(省令への委任)

第十一条 附則第二条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の規定による届出の手続その他この法律の施行に關し必要な事項は、法務省令で定める。

(罰則)

第十二条 第二条第一項、第四条第一項又は第五条第一項の規定による届出をする場合において、虚偽の届出をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

前項の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。

附 則 （平成二六年六月一三日法律第七〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 （平成三十一年六月二十日法律第五九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 （平成三十一年六月二十日法律第五九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十四年四月一日から施行する。ただし、附則第二十六条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 （平成三十一年六月二十日法律第五九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十四年四月一日から施行する。

附 則 （平成三十一年六月二十日法律第五九号）抄

（施行期日）

かわらず、施行日から二年以内に限り、なお従前の例により日本の国籍を取得することができる。
前条の規定により日本の国籍を取得することができる。
第二十五条 施行日前にした行為及び附則第十三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則に関する経過措置

第二十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日